

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通感染症拡大防止対策抜粋（自動車関係））に関する運用方針

令和2年7月1日 国自旅第104号

地域公共交通感染症拡大防止対策（自動車関係）の実施に係る細目については、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（地域公共交通感染症拡大防止対策抜粋）」（平成23年3月30日 国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号、以下「要綱」という。）、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領（地域公共交通感染症拡大防止対策抜粋）」（平成23年4月1日 国総計第5号、国鉄財第4号、国鉄業第4号、国自旅第20号、国海内第8号、国空環第5号、以下「要領」という。）によるほか、この運用方針によるものとする。

1. 補助対象事業者について

一般乗合旅客自動車運送事業者には、バスターミナルを運営し、「ターミナルの衛生対策」等を行うものも含むものとする。

2. 補助対象事業者の選定について

【1】乗合バス関係

交付申請に先立ち、対象事業者に要望調査を行い、以下の要素を踏まえ、補助対象事業者の選定を行う。

- ① 経営を取り巻く状況
- ② 財務状況
- ③ 事業者の事業運営の状況
- ④ 事業者の感染症拡大防止への取り組み状況

【2】貸切バス関係

交付申請に先立ち、対象事業者に要望調査を行い、以下の要素を踏まえ、補助対象事業者の選定を行う。

- ① 貸切バス事業者安全評価認定制度の認定事業者又はそれと同等と認められる者
- ② 運転者・従業員を解雇していない者（自己都合等による解雇を除く）
- ③ コロナウイルス対策ガイドラインに沿った運行を行う者

3. 補助対象事業について

実証運行期間は原則1ヶ月（約30日間）とする。ただし、あらかじめ許可を得た上で再度の実施（約30日の延長）ができるものとする。

4. 補助額の算定について

【1】共通事項

- ① 補助金の額は下記【2】及び【3】に定めるところにより算定するが、予算額を申請額が上回る場合は、予算の範囲内で査定を行うものとする。
- ② 補助金の額の算定にあたっては、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

【2】乗合バス関係

- ① 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等に要する費用
 - (1) 要綱に例示された設備等には、以下のものも含む。
 - ・車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用
 - ・乗降管理センサーの導入（機器購入・設置費用）
 - ・車両の座席の一部に使用制限をかけるための部材等上記以外の設備等を導入しようとするものについては、交付申請の内容を審査の上、交付決定された場合に認められたものとする。
 - (2) 当該補助対象経費が100万円以下の部分の定額について、取り組み規模に応じ以下のとおり上限額を定める。
 - 〈1〉50万円、〈2〉75万円、〈3〉100万円
- ② 実証運行に要する費用
輸送人員あたりの密度について一定の余裕のある運行を行う場合に要する経費

【3】貸切バス関係

- ① 感染症拡大防止対策のための設備等の導入等、高性能車内換気機構等感染拡大防止効果の高い設備を備えた車両の導入に要する費用
 - (1) 要綱に例示された設備等には、以下のものも含む。
 - ・車内に施行された感染症拡大防止対策を周知するとともに乗客に協力を要請するための映像、パンフレット制作に要する費用
 - ・乗客の間を物理的に区切るためのカーテンの設置費上記以外の設備等を導入しようとするものについては、交付申請の内容を審査の上、交付決定された場合に認められたものとする。
 - (2) 当該補助対象経費が100万円以下の部分の定額について、取り組み規模に応じ以下のとおり上限額を定める。
 - 〈1〉50万円、〈2〉75万円、〈3〉100万円
- ② 実証運行に要する費用
申請者の提案により、感染拡大防止に資すると認められる運行に要する経費（交付申請の内容を審査の上、交付決定された場合に認められたものとする。）